

(富士市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)

第二次富士市DV対策基本計画

～DVを許さない 安心して暮らせるまち ふじ～

富 士 市

目次

はじめに

第1章 計画策定に当たって

1	計画策定の趣旨	1
2	富士市の取組と現状	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間	3
5	計画策定の体制	4
6	計画の推進体制	4

第2章 計画の基本方針

1	計画の基本理念・基本目標	5
2	計画の体系	6

第3章 施策の展開

基本目標Ⅰ	DVを許さない、見逃さない環境づくりの推進	8
重点施策1	市民への広報・啓発の実施	8
重点施策2	DVを許さない人権教育・啓発の実施	10
重点施策3	相談窓口の周知	12
重点施策4	職務関係者への研修の実施	14
基本目標Ⅱ	いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり	18
重点施策1	相談体制と機能の充実	18
重点施策2	相談員の資質向上	20
重点施策3	外国人・高齢者・障害のある人への対応の充実	20
重点施策4	苦情に対する適切・迅速な対応	22
基本目標Ⅲ	DV被害者とその子どもの安全を守る保護環境の整備	23
重点施策1	緊急時における安全の確保と一時保護	23
重点施策2	被害者に関する情報の保護	24
基本目標Ⅳ	DV被害者の自立に向けたきめ細かな支援の実施	25
重点施策1	生活再建へ向けた支援	25
重点施策2	子どもへの支援	28
重点施策3	庁内の連携体制の強化	29
重点施策4	民間支援団体等との協働・連携	30

参考資料	DV被害者への支援フロー図	
	用語の解説	

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）以下「DV」という。）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

しかしながら、外部からの発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DVは、被害者やその子どもの身体や精神に深い傷を残し、社会全体に深刻な影響を与えるものであり、単なる個人的な問題ではなく、社会全体で取り組む必要がある重要な課題です。

こうした中、国は、平成13年4月にDVの防止と被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を公布、同年10月に一部施行され、平成14年4月から全面施行されました。

この法律の施行により国及び地方公共団体にはDVを防止し、被害者を保護する責務があることが明示されました。

平成16年6月には、最初の法改正があり、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、国における基本方針の策定及び都道府県における基本的な計画の策定などの内容が規定され、平成19年7月の改正では、保護命令制度の拡充のほか、配偶者暴力相談支援センター業務の実施や基本計画の策定を市町村の努力義務とするなど、市町村の役割が強化されました。

また、平成25年7月の改正では、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に変更され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となりました。

静岡県においては、平成18年3月に静岡県DV防止基本計画を策定し、DV防止への事業を推進してきました。

また、平成26年3月に「DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して」を基本理念とした「静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画」（第三次）を策定し、より一層の啓発の推進や関係機関等の連携強化、被害者とその子どもへのケアの充実、自立に向けたさらなる支援などの施策の推進を掲げています。

本市においても、第3次富士市男女共同参画プランに基づき、DVに関する啓発や相談事業を行ってきましたが、DVに関する相談件数も大幅に増加し、内容も複雑・多様化していることから、DVの防止や被害者への支援、また、市民への啓発等、DV対策の充実を図るために、「DVを許さない 安心して暮らせるまち ふじ」を基本理念とし、富士市DV対策基本計画（富士市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画）を策定し、各施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

このたび、現行計画が平成28年度で終了することから、これまでの取組状況を踏まえ、課題等を明らかにし、必要な見直しを行うとともに、今後も各施策を計画的かつ継続的に進めるため、新たな計画（第二次富士市DV対策基本計画）を策定しました。

※がついている用語は、巻末に用語の解説があります。

2 富士市の取組と現状

富士市では、DV防止法の制定を受けて、DV被害者の相談や保護、自立支援に対応するため、平成14年4月から婦人相談員（女性保護相談員）を福祉総務課（当時は社会福祉課）に1名配置しました。さらに、相談件数の増加を受けて平成18年4からは相談員を1名増員して対応してきました。

また、被害者の早期発見、早期対応、並びに被害者の支援を的確かつ迅速に行っていくために、富士市DV防止連絡会を平成15年10月に立ち上げました。この連絡会は被害者に対する理解を深め、切れ目のない支援を実施するためのネットワークの中心として位置づけています。

平成24年3月に富士市DV対策基本計画を策定し、本計画に基づき平成24年6月には、県内市町で最も早く配偶者暴力相談支援センターを設置しました。このため、DV防止法に基づく通報への対応や保護命令への関与等、法に定める的確な対応をとることが可能となり、被害者に対する支援内容の充実が図られるようになり、より一層被害者支援に力を入れて取り組んでいます。

被害者の相談については、傾聴し受容するといった相談から、相談者の状況が切迫している場合、暴力から実際に逃れるための^{*}一時保護の相談、自立した生活を送るために必要な福祉サービスの説明と援助など多岐にわたっています。

平成26年度の総相談件数は、708件（電話319件、面接389件）、相談実人数は、212人でしたが、平成27年度の総相談件数は、799件（電話431件、面接368件）、相談実人数は、205人を数えました。総相談件数は増加しておりますが、相談実人数は7人減とほぼ横ばい状況でした。相談者は、16歳から83歳まで幅広く分布しており、中でも30代が最も多く、次に40代が続いています。相談者205人のうち156人（76%）が配偶者等からの被害経験をもつ女性です。

相談の主訴は、夫等からの暴力が最も多く、次いで、離婚問題、生活困窮、病気・精神的問題、帰住先なしと続いています。処理状況では、状況急迫のため一時保護に至ったケースは5件で、夫の接近等を禁じる保護命令申請に携わったケースは8件でした。相談内容は年々多様化し、自立までに時間を要するケースも多くなっています。（相談状況はP.18～21参照）

DVについて

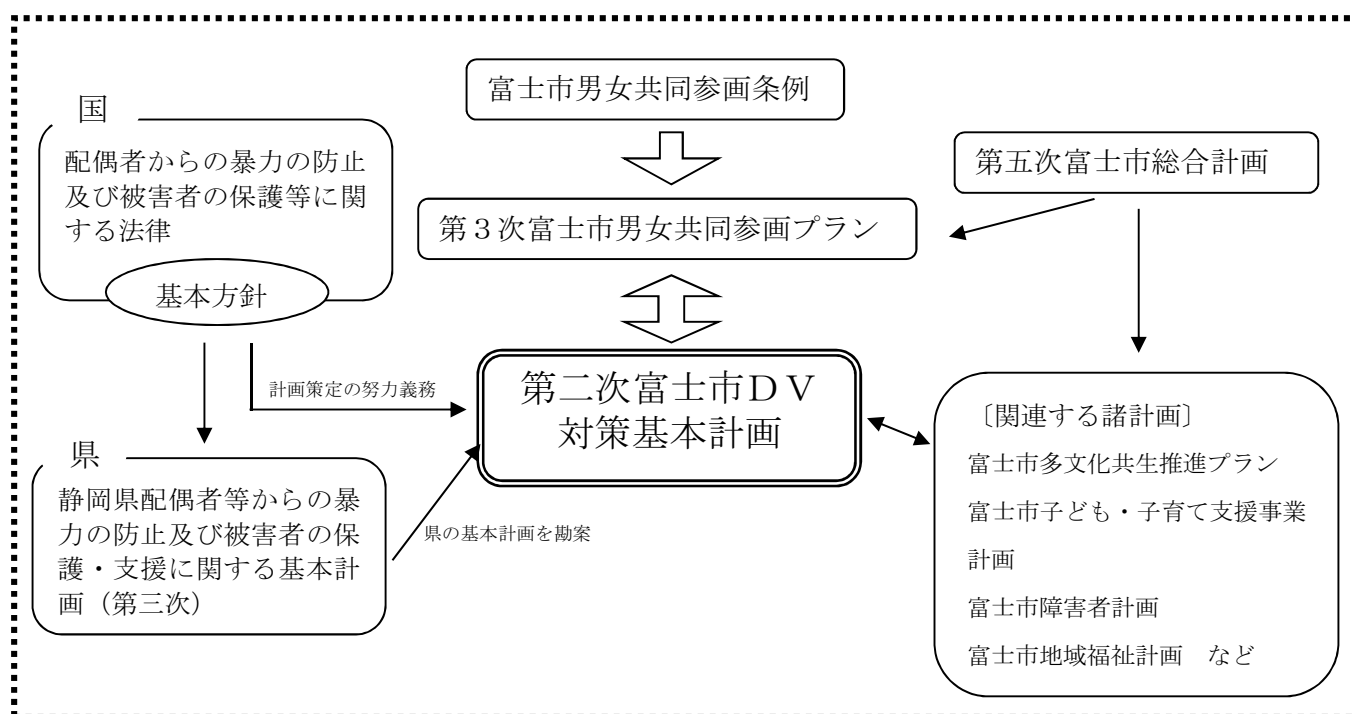
DVとは「配偶者や内縁の夫・妻、恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」のこと。

DVには、殴る、蹴るなどの身体的暴力、大声で怒鳴る、無視するなどの精神的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないなどの性的暴力、生活費を渡さない、働かせないなどの経済的暴力、友人に会わせないなどの社会的暴力などがあります。

3 計画の位置づけ

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく富士市の基本計画です。
- (2) この計画は、国の基本方針に即し、県の基本計画の内容も勘案し策定したものです。
- (3) この計画は、^{*}富士市男女共同参画条例第9条を踏まえ、「第3次富士市男女共同参画プラン」の施策の方向2「人権の尊重とパートナー間での暴力などの根絶」の達成を目指すための計画としても位置づけています。

[計画の位置づけ]



4 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

計画期間中に法律及び国の基本方針が見直された場合、又は新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じ見直します。

5 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、学識経験者、関係団体から推薦を受けた者及び庁内関係部課長で構成する「第二次富士市DV対策基本計画策定委員会」において協議、検討を行うとともに、下部組織として「第二次富士市DV対策基本計画策定ワーキンググループ」を設置し、関係機関・団体の協力のもと協議を行いました。

また、原案について、広く市民からの意見を聴取するため、パブリック・コメントを実施しました。

なお、協議、検討を行うに当たり、福祉総務課で実施した「DVに関する市民アンケート調査」及び多文化・男女共同参画課で実施した「富士市男女共同参画に関する調査」（以下「市民意識実態調査」という。）の結果を分析し、課題等の把握に活用しました。

- ・「DVに関する市民アンケート調査」 調査項目：7項目
調査期間：平成28年6月
調査対象：市内在住の満16歳から80歳までの男女1,000人
抽出方法：住民基本台帳に基づく無作為抽出
調査方法：郵送による配布、回収
有効回収数：440人（44.0%）

- ・「市民意識実態調査」 調査項目：5項目
調査期間：平成27年7月
調査対象：市内在住の満20歳以上の男女3,000人
抽出方法：住民基本台帳に基づく無作為抽出
調査方法：郵送による配布、回収
有効回収数：1,063人（35.4%）

6 計画の推進体制

本計画推進における具体的な取組状況については、毎年、施策ごとに各担当部署の実施状況をまとめ、「富士市DV防止連絡会」等で現状と課題等の検証を加えていきます。

第2章 計画の基本方針

1 計画の基本理念・基本目標

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、富士市男女参画条例第3条の基本理念の一つである男女の個人としての尊厳に反する行為です。

DVを根絶するためには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、男女平等の意識をはぐくむとともに、DVを身近な問題として正しく理解することが必要です。

そこで、DVの根絶と被害者の安全確保、自立に向けた支援等の取組を一層強化し、DVのない社会の実現を目指して、基本理念及び4つの基本目標を定めます。

基本理念 DVを許さない 安心して暮らせるまち ふじ

- ◆基本目標1 DVを許さない、見逃さない環境づくりの推進
- ◆基本目標2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり
- ◆基本目標3 DV被害者とその子どもの安全を守る保護環境の整備
- ◆基本目標4 DV被害者の自立に向けたきめ細かな支援の実施

2 計画の体系

基本目標Ⅰ DVを許さない、見逃さない環境づくりの推進

《具体的な取組》

重点施策1

市民への広報・啓発の実施

- 様々な広報媒体を活用した啓発【拡充】
- DV防止啓発用資料の活用【新規】
- DV防止に関する講座の実施【拡充】
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の推進【新規】
- DVに関する実態把握調査等の実施・分析【継続】

重点施策2

DVを許さない人権教育・啓発の実施

- デートDV防止に関する講座の実施【拡充】
- 学校等における予防教育の実施【継続】
- 人権尊重及び男女平等の家庭教育や学校等での指導の推進【新規】
- DV加害者対策に関する調査・研究【新規】

重点施策3

相談窓口の周知

- 相談窓口案内カード等の配布【拡充】
- メディアを活用した広報活動【拡充】

重点施策4

職務関係者への研修の実施

- DV早期発見のための関係者への啓発【継続】
- 医療関係者におけるDV被害者対応マニュアルの活用【継続】
- 二次被害の防止【継続】
- 関係職員等への研修の実施【継続】

基本目標Ⅱ いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

《具体的な取組》

重点施策1

相談体制と機能の充実

- 富士市配偶者暴力相談支援センターの運営【拡充】
- 相談者への柔軟な対応【継続】
- 無料法律相談・無料人権相談の活用【継続】
- 男性相談者への対応の充実【継続】

重点施策2

相談員の資質向上

- 相談員の研修・支援の充実【継続】
- ケース検討や情報交換の実施【継続】

重点施策3

外国人・高齢者・障害のある人への対応の充実

- 配偶者暴力相談支援センターとの連携強化【継続】
- 外国語表記のあるリーフレットの配布・設置【継続】
- 通訳者との連携と研修の実施【継続】
- 障害のある人への相談支援の充実【継続】
- 地域包括支援センターとの連携強化【継続】

重点施策4

苦情に対する適切・迅速な対応

- 苦情処理体制の整備【継続】

基本目標Ⅲ DV被害者とその子どもの安全を守る保護環境の整備

《具体的な取組》

重点施策1

緊急時における安全の確保と一時保護

- 警察との連携強化【継続】
- 他の自治体等との連携の推進【新規】
- 静岡県女性相談センターと連携した円滑な一時保護の実施【継続】
- 緊急時における安全の確保【継続】
- 緊急援護費支給制度の活用【継続】
- 関係機関への各種手続き等の支援【継続】

重点施策2

被害者に関する情報の保護

- 住民基本台帳事務における支援措置の活用【継続】
- 関係部署による情報管理の徹底【継続】
- 加害者対応の徹底【継続】

基本目標Ⅳ DV被害者の自立に向けたきめ細かな支援の実施

《具体的な取組》

重点施策1

生活再建へ向けた支援

- 生活保護等の援護制度の活用【継続】
- 母子家庭等の生活支援策の活用【継続】
- 関係機関と連携した就労支援の強化【継続】
- 自立支援計画に基づく支援の実施【継続】
- 市営住宅への入居についての検討【拡充】
- 母子生活支援施設の活用【継続】
- ステップハウスの調査・研究【継続】
- 心のケア・サポートの実施【継続】
- 市民相談室・法テラス(日本司法支援センター)等の活用【継続】

重点施策2

子どもへの支援

- 子どもの心のケア【継続】
- 子育て制度の情報提供・支援【継続】
- 子どもの居場所の提供と見守り【新規】
- 子どもの養育の支援【継続】
- 就園時・就学時の支援と配慮【継続】

重点施策3

庁内の連携体制の強化

- DV防止連絡会の充実【拡充】
- 関係部署とのケース会議の随時開催【継続】
- 被害者への対応マニュアルの整備【継続】
- 被害者への同行支援の実施【継続】

重点施策4

民間支援団体等との協働・連携

- 人権擁護委員・民生委員児童委員との連携【継続】
- 民間支援団体との連携強化【継続】
- 市民活動団体との連携【新規】
- 被害者の居場所づくりの支援【継続】
- 転居後の生活を支える環境の整備【継続】

【新規】 第二次計画から追加した取組(7件)

【拡充】 前計画から内容を見直した取組(8件)

【継続】 前計画から引き続き行う取組(44件)

合計 59件

第3章 施策の展開

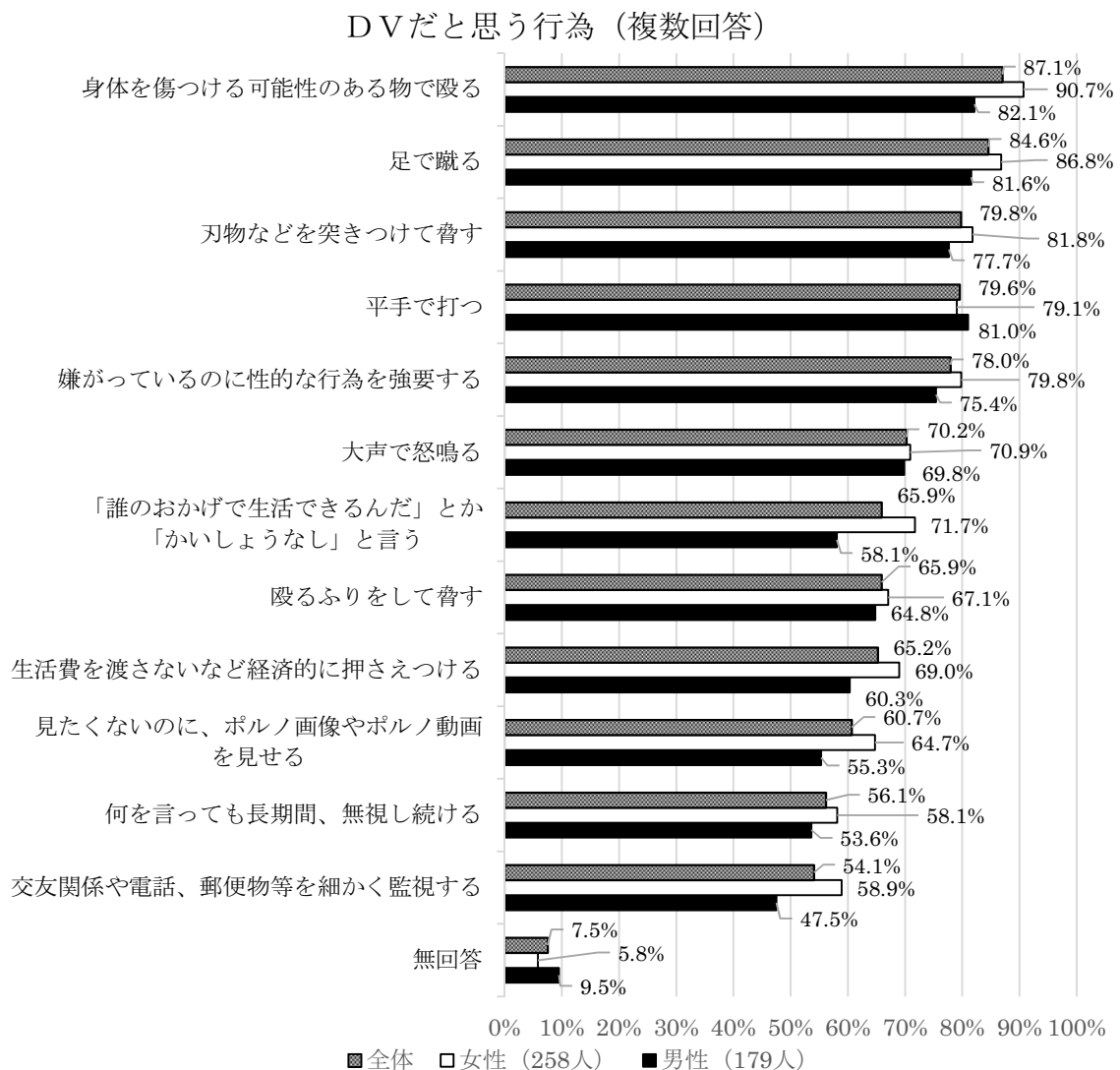
基本目標 I DVを許さない、見逃さない環境づくりの推進

重点施策1 市民への広報・啓発の実施

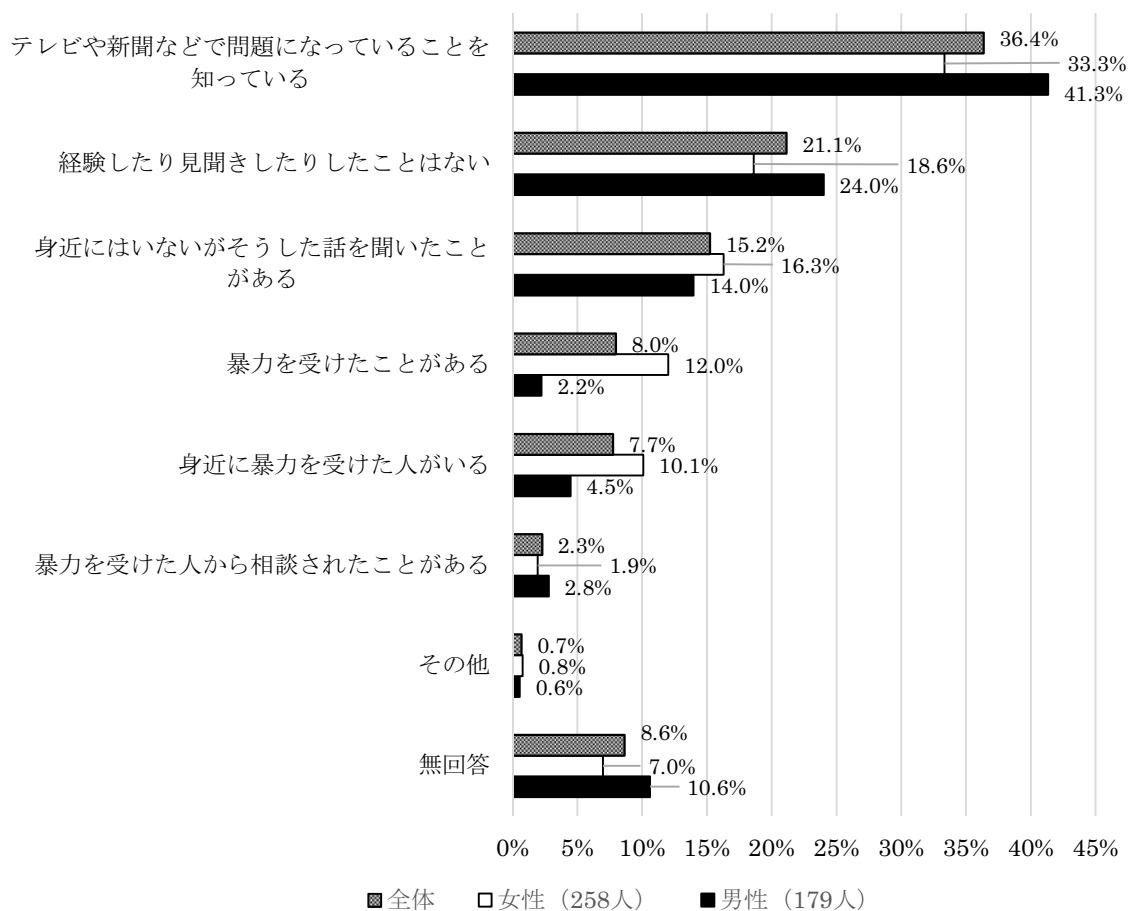
現状と課題

富士市のウェブサイトや広報紙では、『女性に対する暴力をなくす運動』の期間などに、DVは犯罪行為を含む人権侵害であり、その行為として身体的暴力だけではなく、精神的暴力・経済的暴力・性的暴力などもDVであることを掲載しています。

しかし、平成28年度の市民アンケート調査の結果によれば、殴る・蹴る・包丁で脅すなどの身体的暴力をDVであると認識しているものの、大声で怒鳴る、生活費を渡さない、性的な行為を強要するなどの、「精神的、経済的、性的暴力」をDVであるとの認識が低い傾向が伺えます。今後、DVの防止と被害者への支援を行っていくに当たり、様々なメディアを利用してDVの認識を広めていく必要があります。



DVを受けたり、見聞きした経験



「DVに関する市民アンケート調査」(平成28年度)

[具体的な取組]

取組	変更区分	担当部署
<p>● 様々な広報媒体を活用した啓発</p> <p>広報紙や市のウェブサイト等で、DVについての知識やDVが犯罪を含む行為であるということが広く認知されるよう更なる啓発に努めます。</p> <p>また、より一層市民への効果的な啓発方法について研究していきます。</p>	拡充	多文化・男女共同参画課 生活支援課
<p>● DV防止啓発用資料の活用</p> <p>行政や民間団体が作成したDV防止に関する啓発のためのリーフレット等を広く配布していきます。</p>	新規	生活支援課 多文化・男女共同参画課
<p>● DV防止に関する講座の実施</p> <p>DVに関する正しい理解を深めるため、市民向けにDV防止や人権尊重などに関する内容を盛り込んだわかりやすい講座を開催します。</p>	拡充	多文化・男女共同参画課 生活支援課

<p>●「女性に対する暴力をなくす運動」の推進 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）を中心に、啓発活動を行います。</p>	<p>新規</p>	<p>多文化・男女共同参画課 生活支援課</p>
<p>●DVに関する実態把握調査等の実施・分析 市民意識実態調査等により、DVに関する意識の変化や実態を把握し、データ分析を行うことで、新たな取組を検討していきます。</p>	<p>継続</p>	<p>多文化・男女共同参画課 生活支援課</p>

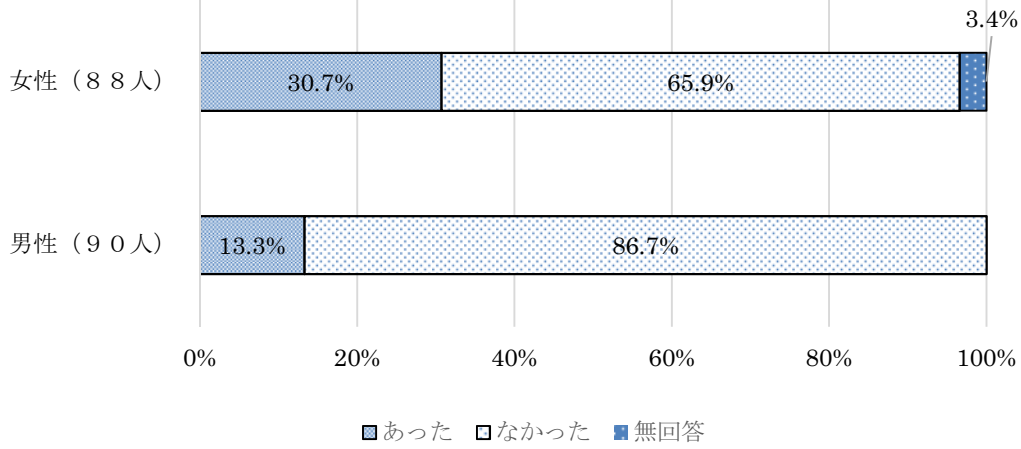
重点施策2 DVを許さない人権教育・啓発の実施

現状と課題

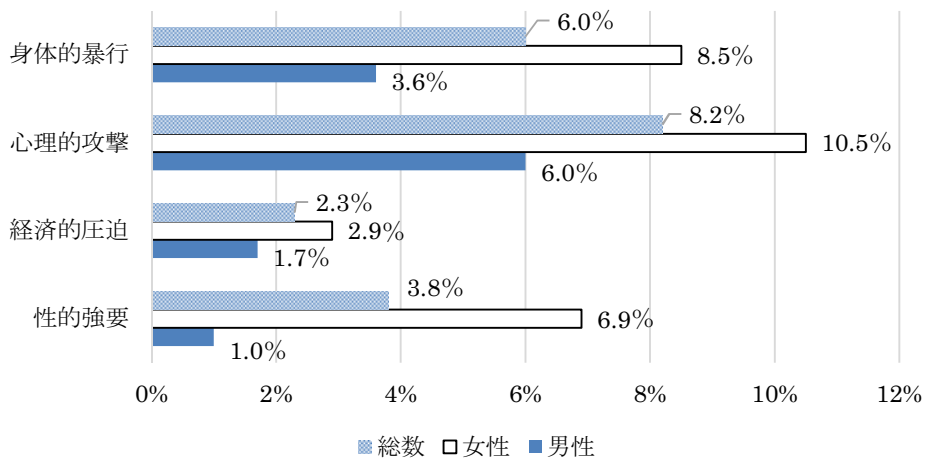
「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている」とDV防止法の前文にあるように、DVは相手の人格の尊厳を傷つける人権侵害であり、社会全体で取り組むべき人権問題です。

また、許される行為を許される相手にしていると考えているDV加害者の更生は困難である場合が多いのですが、若いうちからDVの認識を持ち、暴力に拠らない人間関係を築いていくことの大切さを学んでいくことが今後のDV防止につながっていくと考えられます。内閣府の調べによると、20代で交際相手から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかをされたことが「あった」という人は女性30.7%、男性13.3%となっており、「10～20歳代にあった」と回答している中で、身体的暴行が6.0%、心理的攻撃が8.2%、経済的圧迫が2.3%、性的強要が3.8%となっています。富士市においては平成27年度のDV相談では205人の相談者の内、44人(相談延べ件数193件)の10代・20代の相談がありました。このようなことから、^{*}デートDV（交際中の男女間の暴力のこと）を含め、若い世代に対しても、教育・啓発が求められています。

20歳代で交際相手から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要の被害経験の有無



交際相手からの被害経験



内閣府「男女間における暴力に関する調査（平成 26 年度）」

*デートDVにあたる行為

- ① 叩く・蹴る・物を投げつける。
- ② バカにしたり、傷つく言葉を言う。大声で怒鳴る。
- ③ メールチェックや友達づきあいを制限する。
- ④ 無理やり性的な行為をする。
- ⑤ デートの費用やお金を無理やり出させる。

[具体的な取組]

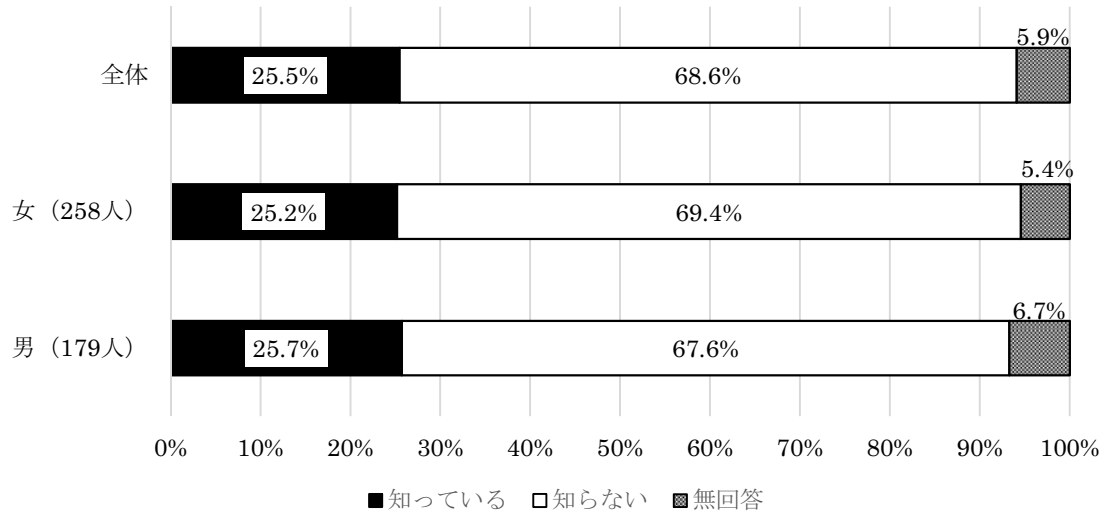
取組	変更区分	担当部署
<p>●デートDV防止に関する講座の実施</p> <p>高校生以上の若い世代に向けて、デートDV防止の講座の実施を検討します。また、県や民間団体が実施するデートDV防止のための講座についての情報提供や連絡調整を図ります。</p>	拡充	多文化・男女共同参画課 生活支援課
<p>●学校等における予防教育の実施</p> <p>人権・男女共同参画などの教育を通して、人権の尊重・男女平等・非暴力によるコミュニケーションなどを子ども達に伝えます。</p>	継続	多文化・男女共同参画課 学校教育課
<p>●人権尊重及び男女平等の家庭教育や学校等での指導の推進</p> <p>人権の尊重や男女共同参画の視点に立った教育が家庭でも行われるよう、保護者に対する教育啓発を推進していきます。併せて、教職員に対してもDV防止に関する講座を実施していきます。</p>	新規	学校教育課 こども未来課 多文化・男女共同参画課 生活支援課
<p>●DV加害者対策に関する調査・研究</p> <p>「加害者更生プログラム」を実施している先進自治体等の情報収集に努め、本市での実施の可能性について調査・研究を行います。</p>	新規	多文化・男女共同参画課 生活支援課

重点施策3 相談窓口の周知

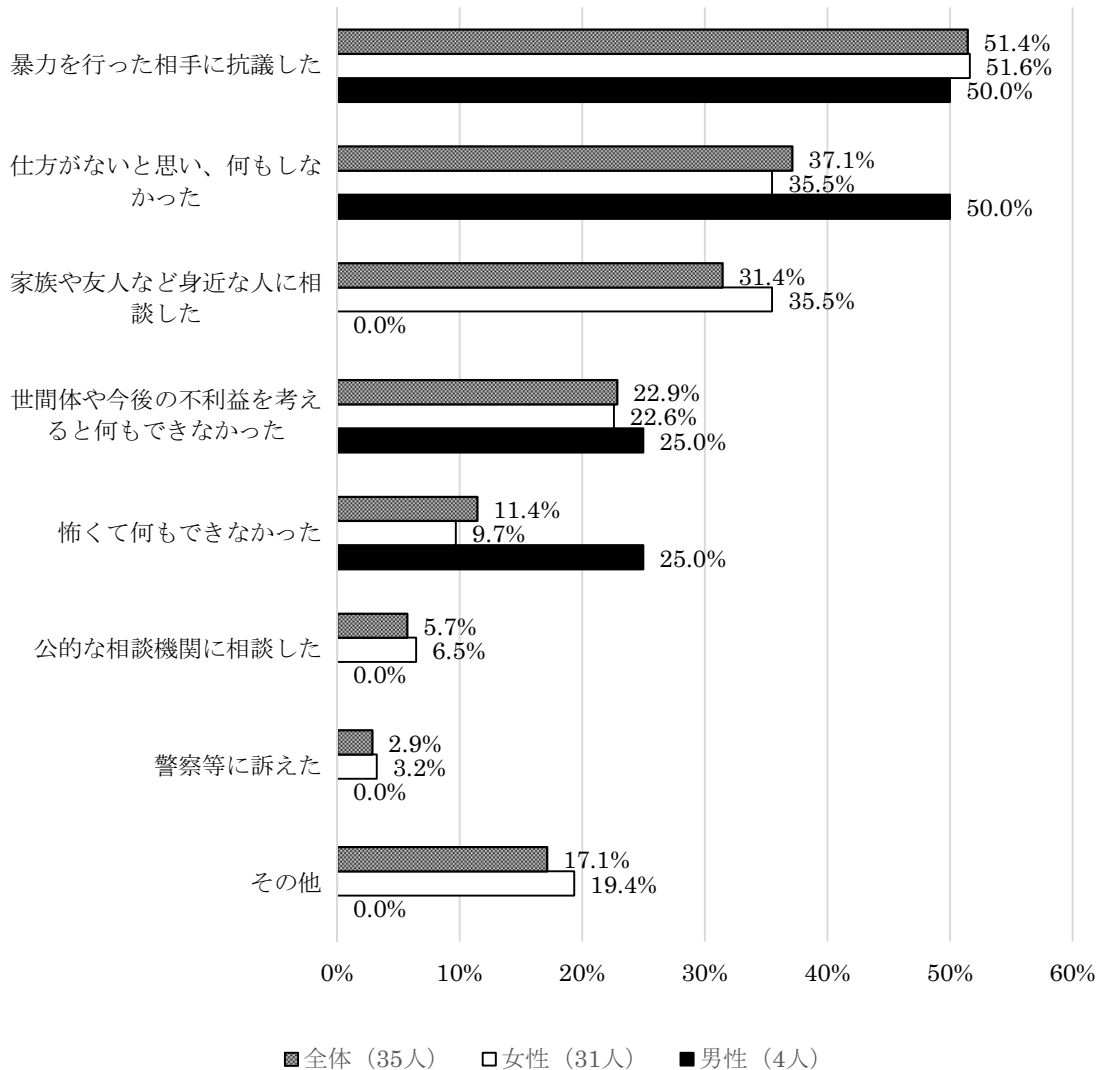
現状と課題

広報紙・市のウェブサイト・私の便利帳などにより、相談窓口や直通電話番号の周知を進めてきました。また、平成17年度には2,000枚の相談窓口案内カード^{*}を作成し、市庁舎窓口・市庁舎女性用トイレ・中央病院・図書館・地区まちづくりセンター・青少年相談所・警察署・法務局・裁判所・新富士駅女性用トイレなどに設置し、DV相談窓口の周知を行ってきましたが、平成28年度のDVに関する市民アンケート調査では、DV相談窓口についての認知度がまだ低いことが分かりました。今後も被害者への支援を進めるために、相談窓口の広報を推進していく必要があります。

DV相談窓口の認知度



DV被害後の対応 (複数回答)



「DVに関する市民アンケート調査」(平成28年度)

[具体的な取組]

取組	変更区分	担当部署
<p>●相談窓口案内カード等の配布</p> <p>相談窓口案内カード等の配布場所を見直し、公共施設だけでなく、商業施設等への設置について検討し、相談窓口を広く周知していきます。</p>	拡充	多文化・男女共同参画課 生活支援課
<p>●メディアを活用した広報活動</p> <p>市のウェブサイト・広報紙・報道機関など、様々な媒体により相談窓口の紹介等を行います。また、効果的な広報の仕方についても検討していきます。</p>	拡充	多文化・男女共同参画課 生活支援課

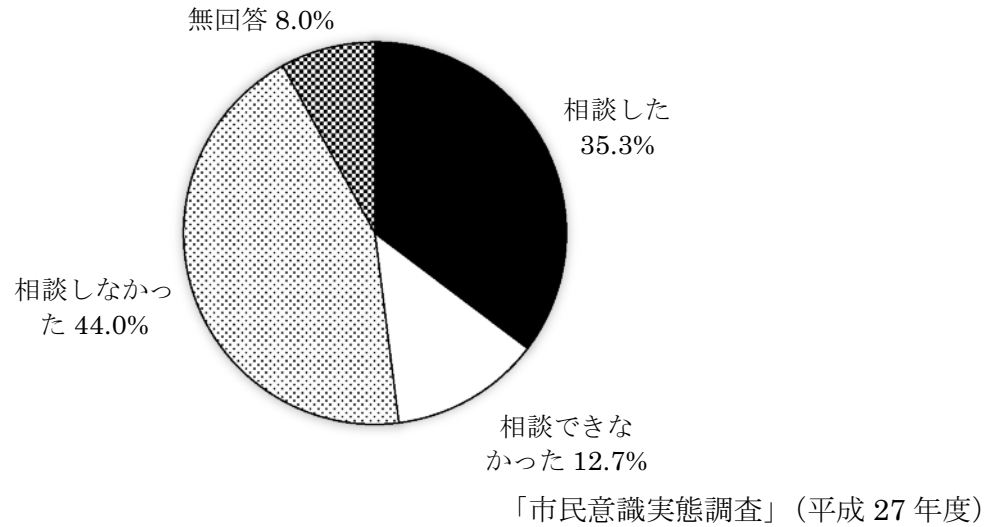
重点施策 4 職務関係者への研修の実施

現状と課題

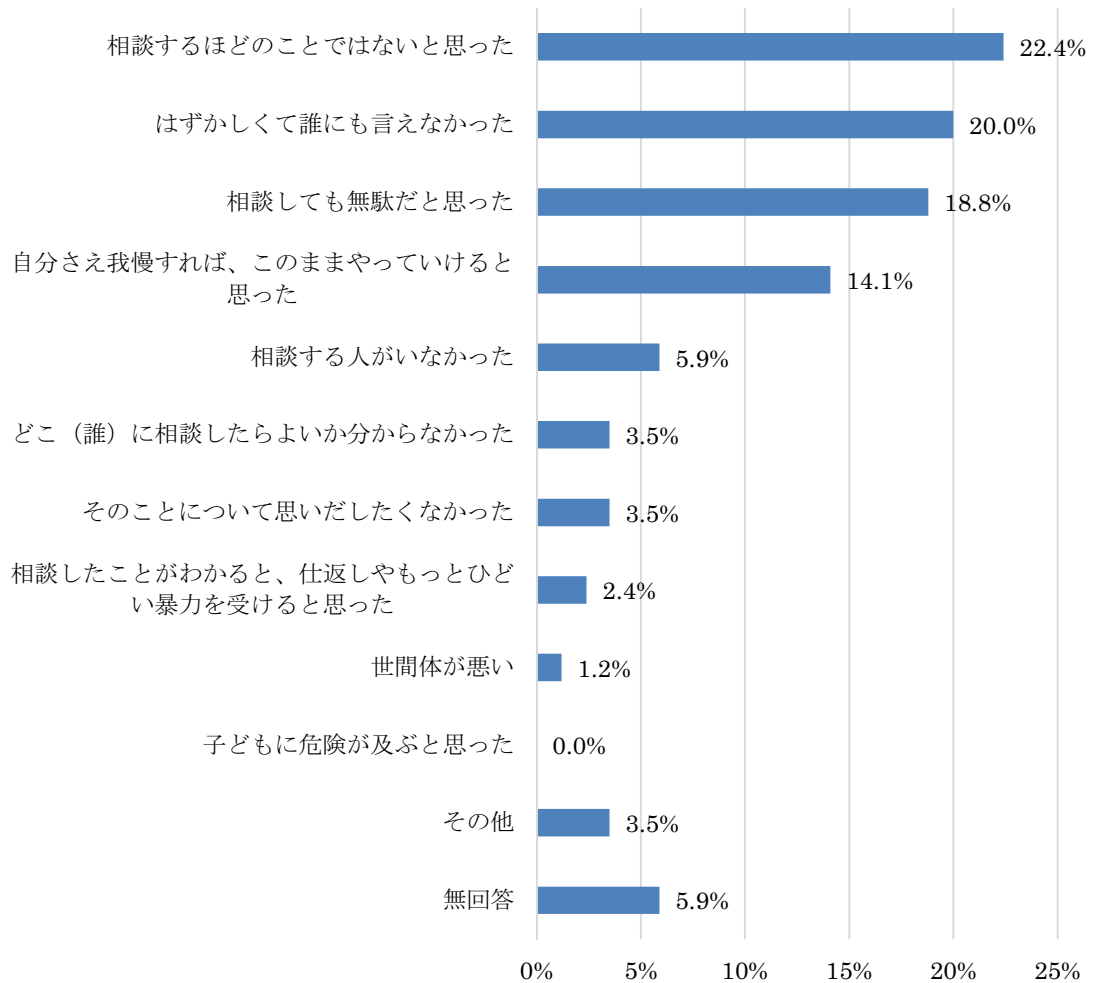
DVのない社会を実現するためには、DVが身近なところで起きていることを認識し、被害者を孤立させないことが大切です。平成27年度の市民意識実態調査では、被害にあった人で、『相談できなかった・しなかった』人が半数以上であったという結果が出ています。このため、DV相談窓口の周知を進めるとともに、被害者を発見する可能性の高い医療・教育関係等の従事者が、DVに対する理解と知識を深めることが有効であると考えます。

また、被害者の置かれている状況やDV自体に関する理解不足からの二次被害も防がなければなりません。平成15年より、富士市DV防止連絡会を開催し、職務関係者に関して、DVへの理解・対応や連携を進めてきました。今後も、関係職員が適切に対応できるよう、マニュアルの作成・配布を行うとともに、専門家による講演やケースワークを通じた研修等を実施し、職務関係者の資質向上を図っていく必要があります。

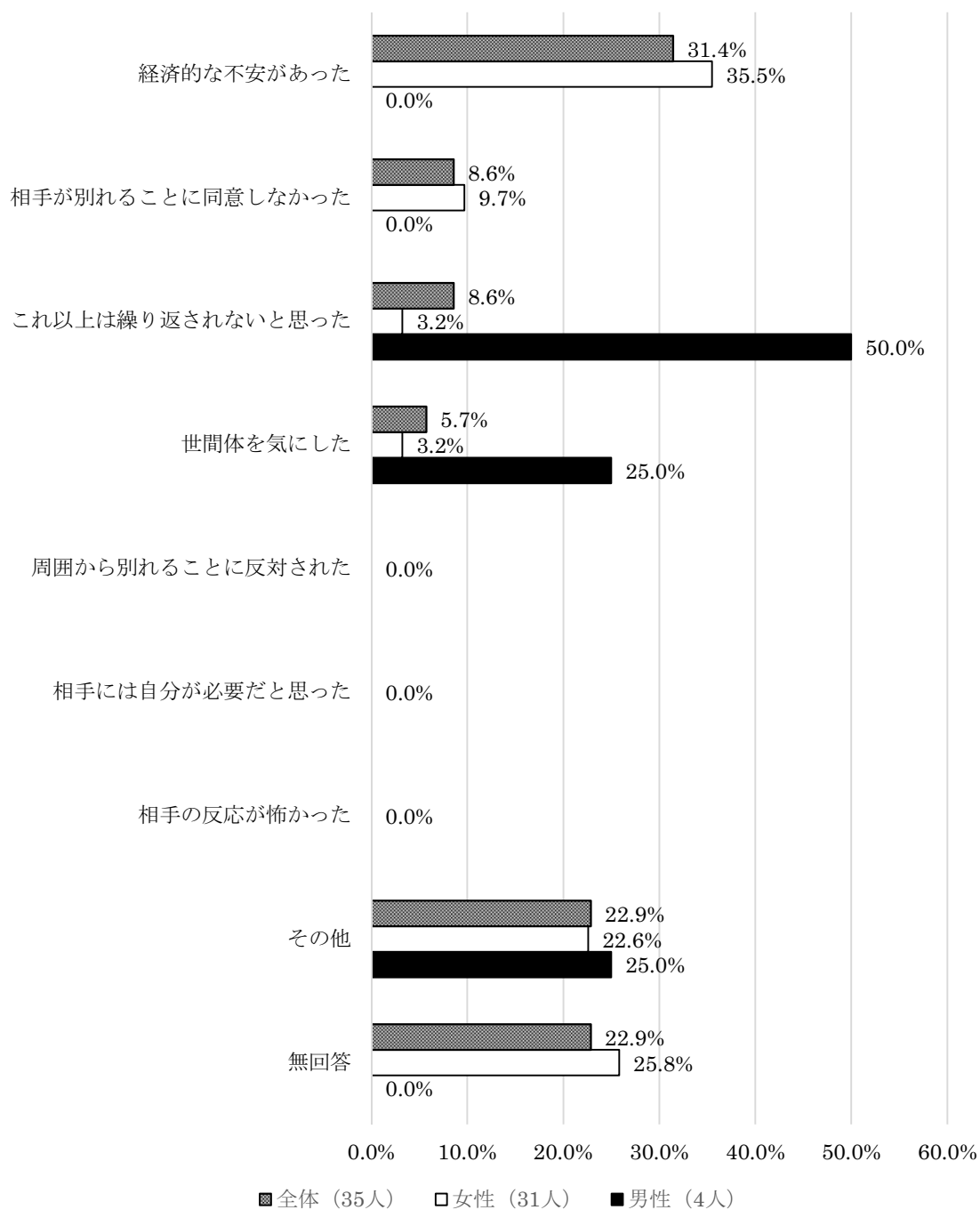
DV被害を受けた後の対応について



DV被害にあった人が、「相談できなかった・しなかった」理由



DV被害者の離別しなかった理由



「DVに関する市民アンケート調査」(平成28年度)

[具体的な取組]

取組	変更区分	担当部署
<p>●DV早期発見のための関係者への啓発</p> <p>教育・保育・地域福祉活動などに従事し、DVを発見する可能性の高い関係者に対して、DVの周知と協力を呼びかけます。</p>	継続	生活支援課
<p>●医療関係者におけるDV被害者対応マニュアルの活用</p> <p>医療関係者はDVを発見しやすい立場にあることから、被害者の早期発見と通報が期待できます。そこで、県が作成した医療機関向けの対応マニュアルについて周知します。</p>	継続	生活支援課
<p>●二次被害の防止</p> <p>対応マニュアルを随時見直ししていくとともに、職員への研修を通して、相談時などの不適切な対応による二次被害を防止します。</p>	継続	多文化・男女 共同参画課 生活支援課
<p>●関係職員等への研修の実施</p> <p>被害者の相談に応じる職員に対して、DVに関する知識を深め、きめ細かな対応ができるよう研修を行っていきます。また、国や県での研修等の情報提供を行います。</p>	継続	生活支援課 多文化・男女 共同参画課

基本目標Ⅱ いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

重点施策 1 相談体制と機能の充実

現状と課題

平成13年のDV防止法の制定を受けて、平成14年度から、社会福祉課(現生活支援課)にDV相談専門の女性相談員1名を配置しました。その後、相談件数の増加に伴い、平成18年度から相談員を1名増員し、被害者に対しての相談・支援を行っています。

平成19年に改正されたDV防止法の第3条には『市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする』と規定されていることから、平成24年6月に配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

また、フィランセの女性のための相談室では3名の相談員で、DVを含む女性が抱える様々な相談に対応しています。

なお、DVに関する市民アンケート調査では、暴力を受けたことのある31人(8.0%)のうち、ほとんどは女性でしたが、4人の男性もいました。このようなDV被害を含む男性からの相談対応も充実させていく必要があります。

富士市におけるDV相談状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談件数	1,432	969	1,152	708	799
(電話)	786	523	642	319	431
(面接)	646	446	510	389	368
実人数	242人	232人	236人	212人	205人

富士市における相談主訴別状況

(件)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談の主訴内容	夫等からの暴力	539	475	494	268	433
	生活困窮	216	81	51	31	31
	離婚問題	106	104	106	83	73
	病気・精神	78	49	73	23	24
	帰住先なし	21	29	8	5	3
	その他	472	231	420	298	235
合計		1,432	969	1,152	708	799

富士市における年齢別相談状況

(人)

年度 年齢	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 27 年度比率 (%)
20 歳未満	5	4	5	2	4	1.9
20～29	41	34	33	43	40	19.5
30～39	85	72	77	63	60	29.3
40～49	53	67	72	53	54	26.3
50～59	31	29	22	17	19	9.3
60 歳以上	27	26	27	34	28	13.7
実人数計	242	232	236	212	205	100.0

[具体的な取組]

取組	変更区分	担当部署
<p>●富士市配偶者暴力相談支援センターの運営</p> <p>DVに関する相談、助言を行うとともに、被害者の情報の保護、緊急時における被害者の安全の確保や生活の支援など、被害者への切れ目のない支援を実施します。</p>	拡充	生活支援課
<p>●相談者への柔軟な対応</p> <p>被害者の状況により、フィランセや地区まちづくりセンター、医療機関等に、相談員が出向いて相談を行います。また、高齢者の場合は、地域包括支援センターでも相談に対応します。</p>	継続	生活支援課
<p>●無料法律相談・無料人権相談の活用</p> <p>専門家による無料相談の活用を図っていくことで、被害者への幅広い支援を行います。</p>	継続	市民安全課 生活支援課
<p>●男性相談者への対応の充実</p> <p>支援を必要とする男性のDV被害者に対しても柔軟に対応していきます。</p>	継続	生活支援課

重点施策 2 相談員の資質向上

現状と課題

相談の主訴が、配偶者やパートナーからの暴力であっても、その背後に複合的な問題を抱えている被害者や相談内容が多岐にわたる被害者も少なくありません。このため、相談員には常に新しい情報やDVに関する知識や専門的な相談援助技術が求められています。

相談員の資質向上のためには、国や県・市が実施する研修に積極的に参加し、随時、相談員間での情報交換や検討会を開催する必要があります。

[具体的な取組]

取組	変更区分	担当部署
●相談員の研修・支援の充実 様々な相談や困難事例に対応できるよう、相談員に対する研修を行うとともに、国や県主催の研修への積極的参加を図ります。また、相談員の二次受傷やバーンアウトを防ぐためのサポート体制の充実に努めます。	継続	生活支援課 多文化・男女共同参画課
●ケース検討や情報交換の実施 より良い支援を実施するため、関係部署間での、情報の共有やケース検討等を通じて、相談員の資質向上を目指します。	継続	生活支援課 関係部署

重点施策 3 外国人・高齢者・障害のある人への対応の充実

現状と課題

DV防止法第23条には「被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない」と明記されています。平成27年度のDV相談では、相談者205人の内、8人は外国人(相談延べ件数22件)、21人は65歳以上の高齢者(相談延べ件数38件)でした。

また、DV被害を受ける中で、心療内科での受診が必要となる被害者や、障害を持っているがゆえに暴力を受けている被害者もいます。日本語に不慣れな外国人は情報が不足しがちで、正しい知識が得られず、また、高齢者や障害がある人は自立が困難であることから、加害者と離れる選択ができない場合もあります。このような状況の中では、DV相談担当課のみでの対応は非常に困難であり、関係部署との連携を図りながら、被害者の相談・支援に当たっていく必要があります。

富士市における外国人・高齢者のDV相談件数

(人・件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
外国人相談人数	36	32	24	17	8
外国人延べ件数	223	118	90	56	22
高齢者相談人数	14	18	20	27	21
高齢者延べ件数	81	70	53	33	38

[具体的な取組]

取組	変更区分	担当部署
<p>●配偶者暴力相談支援センターとの連携強化</p> <p>被害者の状況により、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関が連携し、被害者の相談から自立までの支援を行います。</p>	継続	生活支援課 市民安全課 高齢者介護支援課 障害福祉課 多文化・男女共同参画課
<p>●外国語表記のあるリーフレットの配布・設置</p> <p>県で作成する4ヶ国語表記のリーフレットを活用し、外国人のDVへの理解を進め、相談窓口の周知を図ります。</p>	継続	生活支援課 市民安全課 多文化・男女共同参画課
<p>●通訳者との連携と研修の実施</p> <p>日本語に不慣れな外国人に対し、DV被害者に対する支援内容等を正確に伝えるため、国際交流ラウンジ(FILS)の通訳者を含め、DVに対する理解を深める研修の実施に努めます。</p>	継続	生活支援課 市民安全課 多文化・男女共同参画課
<p>●障害のある人への相談支援の充実</p> <p>障害のあるDV被害者に対し、相談員が本人の思いに寄り添い、迅速で的確な相談支援を行います。</p>	継続	障害福祉課
<p>●地域包括支援センターとの連携強化</p> <p>地域包括支援センターと連携し、高齢者に対する迅速かつ的確な支援を行います。</p>	継続	高齢者介護支援課 生活支援課

重点施策 4 苦情に対する適切・迅速な対応

現状と課題

相談や一時保護を行う上で、被害者の安全確保と二次被害防止に留意して対応していますが、それでも苦情の申し出がないとは限りません。

被害者から苦情の申し出があった場合は、誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応する必要があります。そのため、状況に応じて業務の改善を図るとともに、可能な限り処理結果について、申立人に対する説明を行う必要があります。

[具体的な取組]

取組	変更区分	担当部署
<p>● 苦情処理体制の整備</p> <p>相談・保護・支援等について、被害者から苦情の申し出があった場合には、適切かつ迅速に対応します。また、必要に応じDV防止連絡会において協議を行い、再発防止に努めます。</p>	継続	生活支援課 関係部署

基本目標Ⅲ DV被害者とその子どもの安全を守る保護環境の整備

重点施策 1 緊急時における安全の確保と一時保護

現状と課題

DVの被害は、曜日や時間を問わずに起こります。また、被害者は逃げることに精一杯で、貴重品すら持ち出せない場合も少なくありません。さらに、安全な場所に避難しても、加害者の執拗な捜索による恐怖感から不安な生活が続きます。

被害者とその子どもの心身の安全を守るためには、関係機関と連携しながら、迅速かつ円滑な支援を行っていくことが必要です。

富士市における一時保護件数と保護命令の支援件数 (件)

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一時保護 (内DV被害)	9 (5)	6 (4)	6 (5)	4 (0)	5 (4)
保護命令申請	2	6	8	5	8

富士市の女性相談員による対応実績より

注釈) 一時保護された被害者の保護理由は、夫等からの暴力(DV被害)、子や親からの暴力、交際相手からの暴力、帰住先なし等があげられます。

静岡県における一時保護件数 (件)

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一時保護 (内DV被害)	108 (79)	96 (58)	81 (57)	83 (59)	70 (58)

静岡県女性相談センターの集計資料より

[具体的な取組]

取組	変更区分	担当部署
<p>●警察との連携強化</p> <p>加害者から危害を加えられることがないように警察と連携し、被害者と同伴者の安全を確保します。</p>	継続	生活支援課
<p>●他の自治体等との連携の推進</p> <p>被害者の安全の確保及び支援を行うため、他の自治体等との相互協力を深め、更なる広域連携を推進していきます。</p>	新規	生活支援課
<p>●静岡県女性相談センターと連携した円滑な一時保護の実施</p> <p>緊急時には、[*]女性相談センターと連携し、円滑に一時保護施設に入所できるようにするとともに、被害者やその子ども等の同伴家族の安全を確保します。</p>	継続	生活支援課

<p>●緊急時における安全の確保</p> <p>一時保護に至る前の緊急時の安全確保として民間の宿泊施設等を活用します。</p>	継続	生活支援課
<p>●緊急援護費支給制度の活用</p> <p>所持金がない被害者に対して、宿泊代、医療費等を必要に応じて緊急援護費の支給をします。</p>	継続	生活支援課
<p>●関係機関への各種手続き等の支援</p> <p>保護命令の申立書作成や地方裁判所との連絡調整、年金や社会保険等の脱退手続き等、被害者の状況に応じて支援を行います。また、関係機関へは、被害者の安全を確保するため同行支援を実施します。</p>	継続	生活支援課

重点施策2 被害者に関する情報の保護

現状と課題

DVの加害者は、被害者が自分の元から去った場合に執拗に居場所を探そうとします。被害者の情報を得るために行政機関等にDVの加害者であることを隠して相談したり、親戚や友人を装って電話をかけたたりすることもあります。

被害者が加害者から逃れて新しい生活を始めても、住所等の情報が加害者に伝わってしまった場合、被害者の安全な生活は壊れてしまいます。そのため、加害者への対応の徹底、関係部署による被害者に関する情報の保護・管理の徹底を進めていくことが必要です。

[具体的な取組]

取組	変更区分	担当部署
<p>●住民基本台帳事務における支援措置の活用</p> <p>被害者の居住先の情報を守るため、住民基本台帳法に基づく「住民票の写し」「戸籍の附票の写し」の発行及び住民基本台帳の閲覧を制限する支援措置の適切な活用を図ります。</p>	継続	市民課
<p>●関係部署による情報管理の徹底</p> <p>関係部署が保有する、被害者やその同伴者に関する情報は、被害者保護の観点から管理を徹底します。</p>	継続	生活支援課 関係部署
<p>●加害者対応の徹底</p> <p>加害者側からの問い合わせに応じない等、関係部署が連携した対応を図ります。庁内で統一したルールに基づき対応を徹底します。</p>	継続	生活支援課 関係部署

基本目標Ⅳ DV被害者の自立に向けたきめ細かな支援の実施

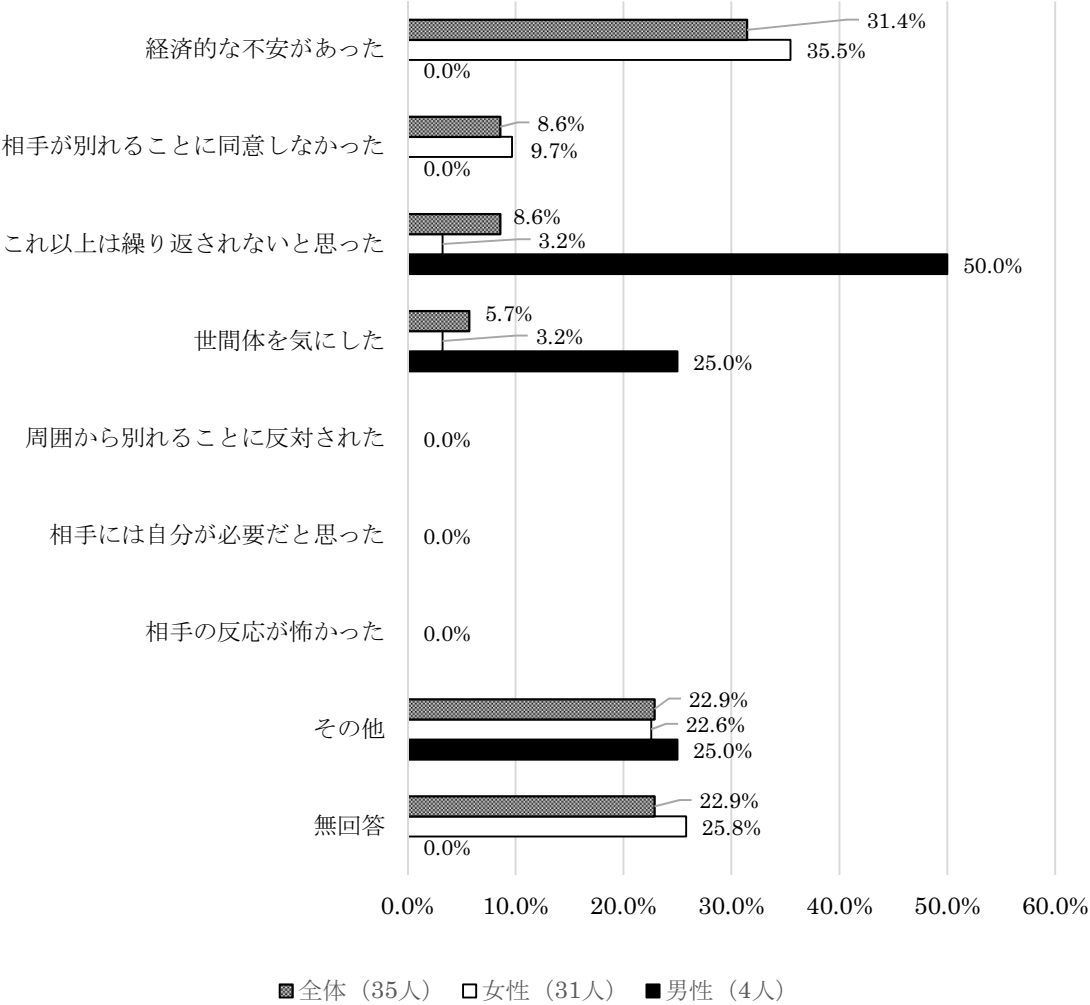
重点施策 1 生活再建へ向けた支援

現状と課題

被害者が自立した生活を送るためには、住居の問題、経済的な問題、就労の問題、離婚の問題など、解決しなければならない問題が数多くあります。また、平成28年に実施したDVに関する市民アンケート調査でも、暴力を受けた被害者が「別れようと思っても別れなかった」理由として、経済的な不安が一番大きな要因となっています。

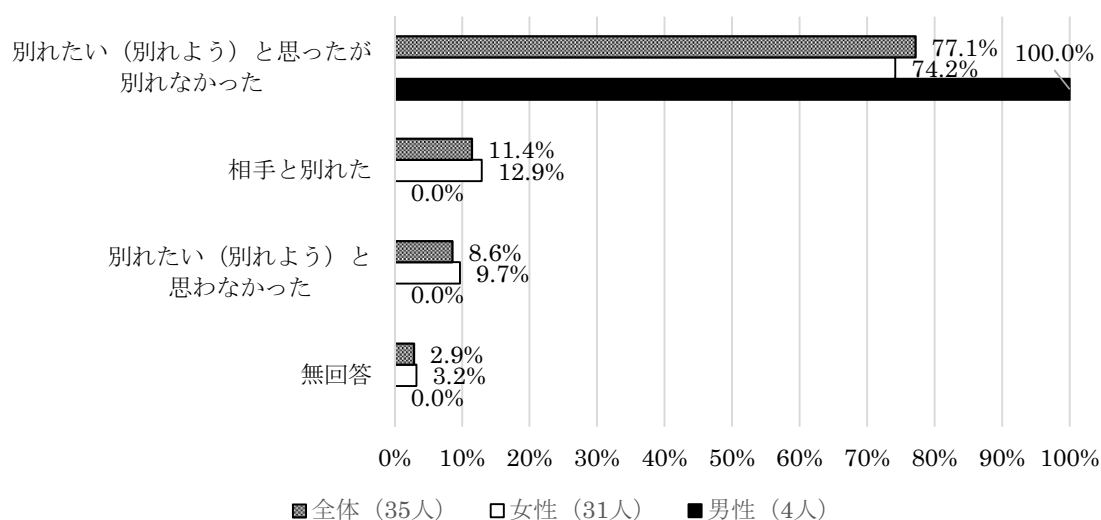
様々な問題を抱える被害者の自立を支えるために、各制度の周知、各制度や施策が円滑に適用されるよう支援体制の整備、弾力的な運用が求められます。

DV被害者の離別しなかった理由

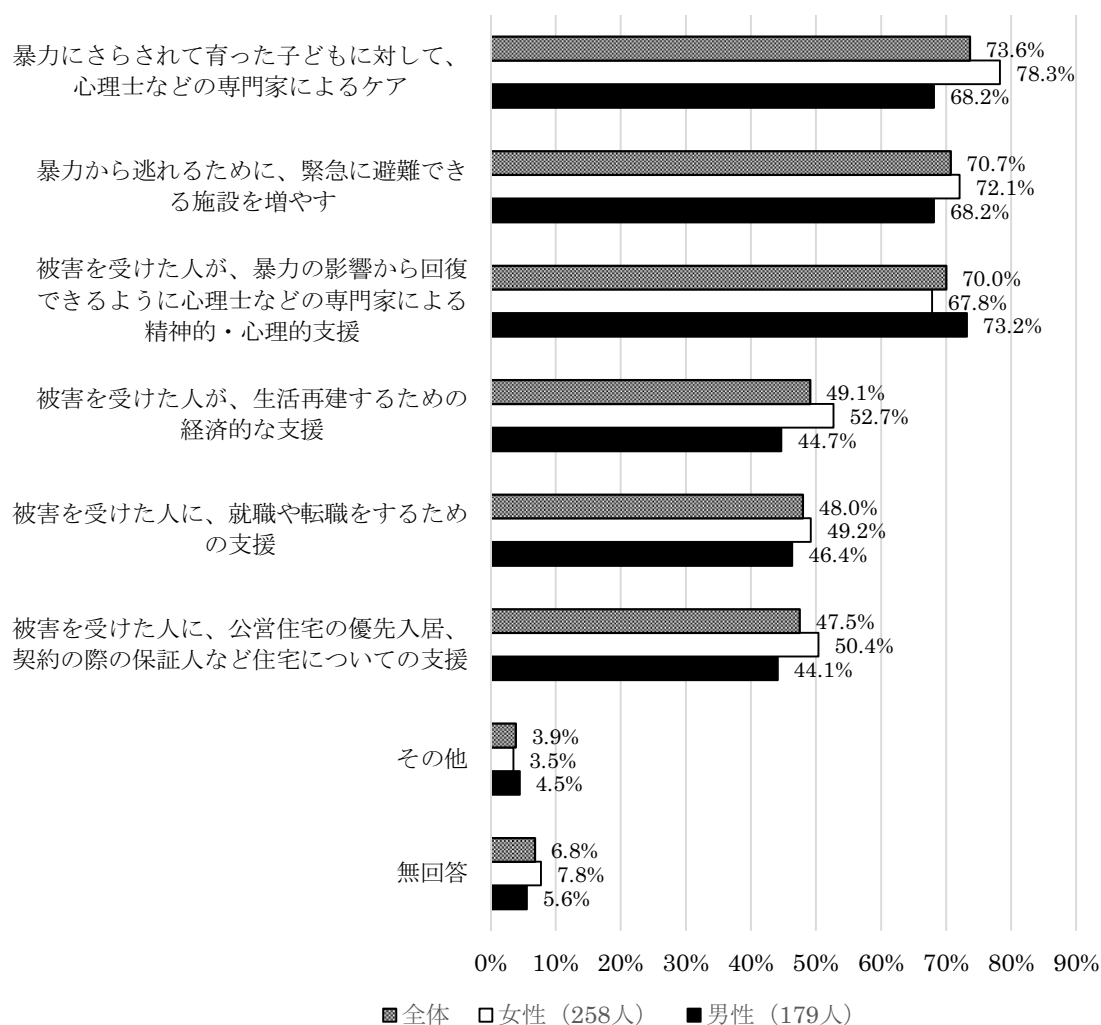


「DVに関するアンケート調査」(平成28年度)

DV被害者の離別状況



DV被害者に対する必要な支援



「DVに関するアンケート調査」(平成28年度)

[具体的な取組]

取組	変更区分	担当部署
<p>●生活保護等の援護制度の活用</p> <p>経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の情報を提供し、適切な活用を図ります。</p>	継続	生活支援課
<p>●母子家庭等の生活支援策の活用</p> <p>母子家庭等における支援制度の情報提供を行い、必要に応じて、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや児童扶養手当等の活用を図ります。</p>	継続	こども家庭課
<p>●関係機関と連携した就労支援の強化</p> <p>ハローワーク（公共職業安定所）等と連携して就労を支援していきます。自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の活用、母子家庭等就業・自立支援センター[*]の紹介等も併せて実施します。</p>	継続	生活支援課 こども家庭課
<p>●自立支援計画に基づく支援の実施</p> <p>被害者本人の意思を確認・尊重しながら自立支援計画を作成し、様々な問題を抱える被害者を継続的に支援します。</p>	継続	生活支援課
<p>●市営住宅への入居についての検討</p> <p>市営住宅の一時的な入居に関する支援について検討していきます。</p>	拡充	住宅政策課
<p>●母子生活支援施設の活用</p> <p>被害者の状況に応じて母子生活支援施設[*]を活用し、自立に向けた継続的支援を実施します。</p>	継続	こども家庭課
<p>●ステップハウスの調査・研究</p> <p>一時保護所等を退所した被害者が、心のケアや生活の支援を受けながら、本格的な自立に向けた準備期間に滞在する住宅（ステップハウス）について、先進自治体の状況を参考にしながら引き続き調査・研究を行います。</p>	継続	生活支援課
<p>●心のケア・サポートの実施</p> <p>被害者の症状に応じて医療機関の紹介や、身近な場所での援助が受けられるよう適切な相談機関の紹介を行います。</p>	継続	生活支援課 関係部署
<p>●市民相談室・法テラス（日本司法支援センター）等の活用</p> <p>離婚・子どもの親権・借金等の様々な悩みを抱えている被害者に対して、市民相談室や法テラス等の情報提供を行い、積極的な活用を支援します。</p>	継続	生活支援課 市民安全課

重点施策2 子どもへの支援

現状と課題

DVの相談は30代、40代からの相談が最も多く、全体の約60%を占めており、子育て中の被害者が多い状況にあります（相談状況はP.19参照）。静岡県においても、ここ数年は被害者とほぼ同数の同伴児を保護していることから、DVの問題は、決して被害者だけの問題ではなく、子どもの問題とも言えます。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力により児童に著しい心理的外傷を与えること」が児童虐待として定義されています。

DV被害のある世帯の子どもの安全を確保し、子どもの心の健康の回復を支援するためにも、関係機関が連携して支援していくことが必要です。

静岡県全体における一時保護の状況

(件)

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
保護女性 (内DV被害)	108 (79)	96 (58)	81 (57)	83 (59)	70 (58)
同伴児 (内DV被害)	109 (102)	102 (74)	84 (72)	102 (96)	89 (88)

静岡県女性相談センターの集計資料より

[具体的な取組]

取組	変更区分	担当部署
<p>●子どもの心のケア</p> <p>暴力行為の目撃等で心に傷を負った子どもの心身の健康を取り戻すため、児童相談所やスクールカウンセラー等による継続的な支援等、適切な対応を行います。</p>	継続	こども未来課 こども家庭課 学校教育課
<p>●子育て制度の情報提供・支援</p> <p>新しい転居先で、親と子どもが安心して生活できるよう、放課後児童クラブや児童館、地域子育て支援センター等子育てに関する情報提供を行います。</p>	継続	こども未来課 こども家庭課
<p>●子どもの居場所の提供と見守り</p> <p>放課後児童クラブや児童館において、心に傷を負った児童が安心して過ごし、他の子どもと自然に交流できるよう、職員による見守りや助言を行います。</p>	新規	こども未来課

<p>●子どもの養育の支援</p> <p>子どもの心身の健全な発育・発達を促すために、ケースワーカー及び家庭相談員による電話相談等の支援や、保健師等による相談や家庭訪問等の支援を実施します。</p>	継続	こども家庭課 健康対策課
<p>●就園時・就学時の支援と配慮</p> <p>被害者家族の安全を確保するため、転居の際に、円滑な転園・転校ができるよう、関係機関との連絡調整を行います。さらに情報管理及び危機管理を徹底します。</p>	継続	こども未来課 学務課

重点施策 3 庁内の連携体制の強化

現状と課題

被害者が安全で自立した生活を送るためには、多くの解決しなければならない問題があります。また、繰り返し暴力を受ける生活の中で、心身に不調を抱える被害者も少なくありません。

被害者の負担を軽減し、被害者が安心して自己決定を行うことができるように、相談・保護・自立支援のそれぞれの段階で関係部署が共通認識を持ち、連携して支援を進めていくことが必要です。

[具体的な取組]

取組	変更区分	担当部署
<p>●DV防止連絡会の充実</p> <p>富士市DV防止連絡会において、外部のアドバイザー等を招き、ケース処遇や事例検討などを行うことで知識を深め、さらなる関係機関相互の連携、協力体制を強化します。</p>	拡充	生活支援課 関係部署
<p>●関係部署とのケース会議の随時開催</p> <p>被害者に対する適切な情報提供と支援ができるよう、関係部署を交えてケース会議を随時実施します。</p>	継続	生活支援課 関係部署
<p>●被害者への対応マニュアルの整備</p> <p>被害者に対して迅速で的確な対応を行うために、対応マニュアルを整備し、必要に応じて更新していきます。</p>	継続	生活支援課 関係部署
<p>●被害者への同行支援の実施</p> <p>同行支援を実施し安全に配慮するとともに、被害者の負担の軽減と手続きの円滑化を図ります。</p>	継続	生活支援課

重点施策 4 民間支援団体等との協働・連携

現状と課題

民間支援団体等は、DV防止法が施行される前から、DVに関する調査や被害者の相談・支援、DVサポーターの養成講座の実施等、先行した活動を展開しており、現在も被害者の居場所づくりの支援等、多方面にわたり被害者の自立を支える活動を実践しています。

被害者個々の事情に応じたきめ細かな対応を確保するためには、行政がその役割を果たすとともに、民間団体等との協働・連携が不可欠です。

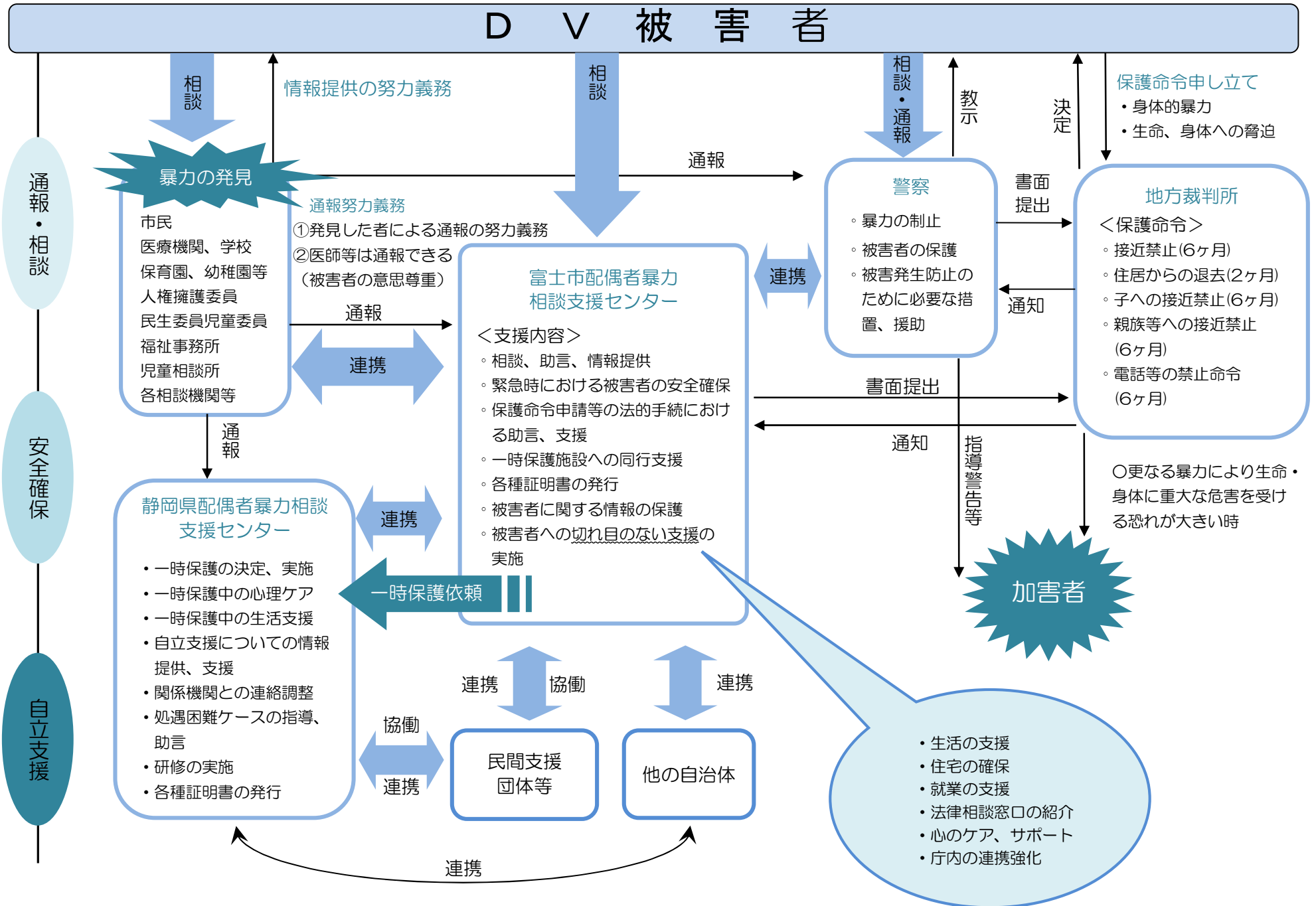
さらに、誰もが安心して暮らせるよう、社会全体でDVをなくすために市民活動団体にも協力要請し、連携をしていく必要があります。

また、被害者の転居後の生活支援が円滑に行われるように、他自治体との連携をさらに進めます。

[具体的な取組]

取組	変更区分	担当部署
<p>●人権擁護委員・民生委員児童委員との連携</p> <p>人権擁護委員、民生委員児童委員との連携を深めていくことで被害者を早期に発見し、地域での支援の輪を広げます。</p>	継続	生活支援課
<p>●民間支援団体との連携強化</p> <p>被害者へのきめ細かな支援を実施するため、民間支援団体との関係を深め、被害者の保護環境を整えます。</p>	継続	生活支援課
<p>●市民活動団体との連携</p> <p>DVのない安心したまちにできるよう、地域のボランティア団体や子育て支援に関する団体等に対し連携を要請していきます。</p>	新規	生活支援課
<p>●被害者の居場所づくりの支援</p> <p>新しい転居先等で孤立しがちな被害者に、安心して話せる場・仲間づくりの場として民間支援団体が主催する自助グループの情報提供を行う等、居場所づくりをサポートします。</p>	継続	生活支援課 関係部署
<p>●転居後の生活を支える環境の整備</p> <p>転居後も、被害者が円滑に生活を始められるよう、関係機関との引継ぎ等を丁寧に行います。</p>	継続	生活支援課

D V 被害者への支援フロー図



用語の解説

あ行

一時保護

DVの危険度が高く、避難が必要な場合に、一時保護施設等において一時的に保護をすること。滞在中は、食事等が提供されるほか、自立して生活するための相談を受けることができる。滞在は概ね2週間を目途としている。集団生活となり、生活上のルールがあるため、入所にあたっては被害者に対し、一時保護のシステムを説明し、本人の意向を確認し、県の女性相談センターへ入所依頼を行う。

さ行

静岡県女性相談センター

女性からの様々な相談に応じている県の機関。また、配偶者暴力相談支援センターとして、暴力被害女性に対する相談や自立支援を行っている。

女性に対する暴力をなくす運動

女性の人権の尊重のため社会の意識啓発や教育の充実を図ることを目的として、国が平成12年より実施。運動期間は、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間。

女性のための相談室

フィランセの男女共同参画センターにあり、女性の持つ悩みを相談するための相談室。女性相談員が常駐している。電話または面接による相談を受け付けている。

スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のことを指す。児童・生徒・学生の不登校や、校内・学内での種々の問題行動等の対応に当たっては、専門的な心理学知識や心理援助知識が求められることがある。各教育機関において、そのような高度な専門的知識を有し、心理相談業務に従事する心理職の専門家である。

相談窓口案内カード

名刺サイズの大ききで、相談窓口の案内を記載したカード。

た行

地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児についての相談や指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等、並びに家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。本事業の実施主体は、市町村のほか、市町村が保育所等の児童福祉施設又は医療施設を経営する者に委託して実施することもできる。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各市町村に設置される。2005（平成17）年の介護保険法改正で制定された。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。法律上は市町村事業である地域支援事業を行う機関であるが、外部への委託も可能である。要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。

デートDV

同棲していない恋人同士での体、言葉、態度による暴力のこと。高校生や大学生等の若い世代の恋人間に起こるDV。

な行

二次受傷

「代理受傷」「共感性疲弊」「外傷性逆転移」と呼ばれている現象の総称であり、「外傷体験を負った人の話に耳を傾けることで生じる被害者と同様の外傷性ストレス反応」を指す。

二次被害

DVにより心身ともに傷ついた被害者が、相談、保護、捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で、更に傷ついてしまうこと。

は行

バーンアウト (burnout)

心因性（反応性）鬱病の一種で、仕事などに没頭してきた人が意欲を失う現象。バーンアウト症候群（燃え尽き症候群）ともいう。

配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう法律で定められている。配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、

- ・相談や相談機関の紹介
- ・カウンセリング
- ・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
- ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- ・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

を行う。

富士市国際交流ラウンジ（F I L S）

常勤スタッフ2名、言語スタッフ計14名（中国、英語、フィリピン、スペイン、ポルトガル語対応）の体制にて、曜日ごとに対応言語を設定し、各種の相談、簡易な公的文書の翻訳の依頼等に対応している。

また、多くのボランティアの参画と積極的な支援の中で、幅広い事業を展開している。

富士市男女共同参画条例

（性別による権利侵害等の禁止）

- 第9条 何人も、セクシュアル・ハラスメント（相手方の意に反した性的な言動により、相手方に不快感若しくは不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。
- 2 何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）を行ってはならない。

法テラス（日本司法支援センター）

総合法律支援法に基づく法人。特定公益増進法人に認定されている。日本中で法的トラブル解決のための情報・サービスを受けられる社会を目指し設立された機関。愛称は法テラスで、「法で社会を明るく照らす」「陽当たりの良いテラスのように皆様が安心できる場所にする」という思いを込めている。

母子家庭等就業・自立支援センター

各都道府県で実施している事業で、母子家庭の母等の就業による自立を支援するため、個々の状況に応じた就業相談や母子福祉施策を活用するための情報提供など、きめ細かい相談を行っている。

母子生活支援施設

1947（昭和22）年に制定された児童福祉法に定められる施設。

18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設（特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが満20歳になるまで利用が可能）。さまざまな事情で入所した母親と子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援している。

参考 <児童福祉法第38条>

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型がある。詳細はDV防止法第四章を参照。